

「地域福祉計画について」

静岡英和学院大学 佐野

○地域福祉とは

※「地域」とは、地域住民、地域行政、地域社会
地域福祉の実現とは、以下の意味が含まれます。

- 地域「の」福祉……………地域の福祉(幸せ)を実現する
- 地域「による」福祉……………地域の力で福祉(幸せ)を実現する
- 地域「のなかの」福祉……………地域のなかで福祉(幸せ)が実現する

○地域福祉の方向性……理念、目標、あるべき姿

私たちの地域は、地域の力で、地域のなかにおいて、具体的に以下のような目標に向かって進みます。

①住み慣れたみ慣れた地域のなかで、②すべての人が、③互いに助け合い、④自立して、⑤自分らしく、⑥安心して充実した暮らしが、⑦自己決定・自己選択によって、⑧人生の最後まで、生活できるよう、⑨文化を尊重し、⑩個人、家族、地域、を支援することで、地域福祉を実現します。

- ② 住み慣れた地域のなかで(施設ではなく)
- ②すべての人が(その地域に住む人びと全員、障害、性別)
- ③互いに助け合い(助ける側と助けられる側ではなく)
- ④自立して(できる限り依存することなく)
- ⑤自分らしく(単に医学的に管理されることなく)
- ⑥安心して充実した暮らし(安心感や張りや生きがいのない生活は空しい)
- ⑦自己決定・自己選択によって(自分以外の誰かが決め、選択させられることなく)
- ⑧人生の最後まで(病院や施設ではなく、自宅で)
- ⑨文化を尊重し(習慣や風習、ならわし、世間体、地域性を無視しない)
- ⑩個人、家族、地域を支援(地域のために、家族のために、個人のために支援)

○地域福祉の推進役

地域福祉を推進する調整役(協役)が、①自治体と②社会福祉協議会で、主役(主体)は、③地域住民です(社会福祉法)。

※この三者は、いずれも協働という方法で、地域福祉を推進します(公私協働、公民協働)。

○地域包括ケアシステム(我が事、丸ごと)……国の方向性

地域福祉を推進し、理念を実現するため、地域で次の5つの仕組み(システム)をすべて「公私協働」で動かします。

① 発見の仕組み→②つなぎの仕組み→③相談の仕組み→
→④サービス提供(公、民)の仕組み→⑤生活支援の仕組み

※公私協働で動かす理由

→行政対応の限界

→地域でなければ発見が難しい。

※この地域は、小地域(隣組、自治会、小学校区)

→地域の力なくしては解決できない

→放置すると深刻化する(→予防が効果的)

※児童虐待における子どもの泣き声は、近所でないと聞こえない等々

※一人暮らし高齢者の安否やゴミ出しなどは、近所でないと簡単に協力できない等々

○地域福祉の推進、実現の方向へと動く過程の効果

→認知症予防

→死亡率低下

→寝たきり率低下

○誰のために、何のために(共生社会、ノーマライゼーション)

バンクミケルセン「将来の自分、家族、社会のため」、他人事を我が事へ

○ご参加、ご協力のご依頼